様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２５年２月１４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃきゅうしゅうりーすさーびす  一般事業主の氏名又は名称　株式会社九州リースサービス  （ふりがな）いそやま　せいじ  （法人の場合）代表者の氏名　礒山　誠二  住所　〒　〒812－0011　福岡市博多区博多駅前四丁目３番１８号  サンライフセンタービル  法人番号　2290001012609  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略スタンダード | | 公表日 | ２０２５年２月１４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX/main/01/teaserItems1/03/linkList/0/link/DXstandard\_202502.pdf  ページ１～ページ２ | | 記載内容抜粋 | DX推進宣言  当社の中期経営計画「共創２０２７ｰつながるチカラで未来を創造する」の各戦略を支える基盤として、DX推進による徹底した業務の効率化を追求します。  DXビジョン  データとデジタル技術を活用して、激しさを増す社会情勢の変化に柔軟に対応し、ビジネスモデルを変革していくことにより、総合金融サービスを提供する伴走型企業としてお取引先や地域の課題解決に貢献してまいります。その主要戦略と重点施策として、ＤＸを起点とした業務改革、組織の高度化を行って参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２４年１２月２４日、「取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略スタンダード | | 公表日 | ２０２５年２月１４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX/main/01/teaserItems1/03/linkList/0/link/DXstandard\_202502.pdf  ページ３ | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画の各戦略に則り、全社の業務を対象に生産性の向上やコストの削減、新たな収益とアイデアの創出を支援します。  ▶事業戦略（営業担当者のサポート）  DX・デジタルデータ・生成AI活用によるミドルオフィスの充実、取引データの利活用  ▶組織戦略（DXを起点とした業務改革）  DX推進による徹底したバックオフィス業務の効率化（高度化）、契約データの利活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２４年１２月２４日、「取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX/main/01/teaserItems1/03/linkList/0/link/DXstandard\_202502.pdf  ページ５ | | 記載内容抜粋 | 〇DX戦略に基づき部門横断の推進チームを結成。最新のデジタル技術と取引データを連携させたデータ活用の課題と対応を統括責任者と共に確認・協議し、対策の実施等を行う。  〇統括責任者とDX推進の進捗および各取組の協議～決定を行い、都度当社ホームページにて進捗状況や取組内容等の情報発信を行う。  〇DX推進委員会は期毎に人選した各部店の人員から構成し、当委員会の運用を通し、各委員のITリテラシーを向上させるとともに、各委員の所属する部店のITリテラシー向上の支援を行う。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX/main/01/teaserItems1/03/linkList/0/link/DXstandard\_202502.pdf  ページ６ | | 記載内容抜粋 | DX戦略推進のため、全社のIT環境を整備する。   1. 社内外資料のペーパレス化に伴う電子化対応（電子データ拡充）   ②管理・経理業務 DXサービスを利用した管理・経理業務改革（データ連携促進）  ③チャットやナレッジデータベースを使用した情報共有（顧客取引データ共有）  ④調査・情報分析 DXサービスを利用した営業活動支援（取引データ分析・利活用）  ➄業務書類の自動作成（契約データ分析・利活用） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略スタンダード | | 公表日 | ２０２５年２月１４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX/main/01/teaserItems1/03/linkList/0/link/DXstandard\_202502.pdf  ページ４ | | 記載内容抜粋 | ▶ DXを起点とした全社的な業務改革により業務効率化を最大限とし、生産性の向上やコストの削減、新たな収益とアイデアの創出を支援する。  〇DXサービス導入による業務プロセスの効率化  〇全社の業務効率化により業務時間１５％削減  〇電子契約の促進：契約全体の電子契約の割合７０％  〇ITリテラシーの向上：デジタル人材の育成支援 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年２月１４日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  https://www.k-lease.co.jp/ja/ir/management/DX.html  表題：当社のDX戦略について | | 発信内容 | ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、お取引先や地域のニーズを基に、各サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、総合金融サービスを提供する伴走型企業としてお取引先の課題解決や社会情勢の変化に対応するにあたり、主要戦略と重点施策として、ＤＸを起点とした業務改革、組織の高度化を行って参ります。  ＤＸ推進につきましては、ＤＸ戦略スタンダードを策定するとともに、ＤＸ推進委員会プロジェクトを発足し、各課題や改善事項毎にチーム体制を構築。役職員一同、一丸となってＤＸ推進とお取引先への徹底したサービスの向上に努めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１２月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 〇「DX推進指標自己診断フォーマット」による分析を行  っている。  （2025年1月にDX推進ポータルより提出） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | １.2001年9月27日制定、2024年10月1日改訂の社内規定「情報セキュリティスタンダード」に則り、セキュリティ対象の変更の都度、セキュリティ対策の策定および実施。  ２.2024年12月にレジリエントプランを策定 | | 実施内容 | １．情報セキュリティスタンダードは、情報セキュリティの標準として以下の２５項目に分け策定、実施している。詳細は添付資料参照。  ２. 攻撃の検知から被害の特定から復旧まで迅速に対応できるシステムを構築。詳細は添付資料参照。  添付資料）設問(6)1.情報セキュリティスタンダード、  設問(6)2.レジリエントプラン |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。